

園和コミュニティホール使用規定

(総則)

園和コミュニティホール（以下ホールと呼ぶ）の有効な利用を図り、東園田町
会員相互の親睦を深め、適正な管理運営を行うため以下のように定める。

第1条 (使用許可基準)

1. 使用目的が公序良俗に反しているもの、あるいは不健全なものでないこと。
2. 使用者が暴力団あるいは威嚇的団体と認められるものでないこと。
3. 申し込みの先着順に使用許可された葬儀を優先し、葬儀以外の先約があれば
使用場所・日時等の変更を行う。
4. 利用優先団体
 - (1) 東園田町会・園和連協内他町会の活動
 - (2) 使用料割引団体（東園田町内の）
 - ①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA
 - ④子ども会⑤老人クラブ
5. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付け、先着順とする。

第2条 (使用料金等)

ホール使用料は別表のとおりとする。

1. 会員本人及び家族（非同居を含む）の葬儀を、会員料金とする。
2. 東園田町会・園和連協内他町会、社会福祉連絡協議会、防犯協会の使用は無料
とする。
3. 東園田町内の次の団体は割引料金とする。
①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA④子ども会⑤老人クラブ

使用区分	9～12時	13時～17時	18時～21時
和室 会員	1,500	2,000	3,000
非会員	2,500	3,000	4,000
ホール 会員	2,500	3,000	4,000
非会員	4,000	5,000	6,000

【葬儀使用料】

通夜及び葬儀を合わせ、2日間の使用を基準として以下のように定める。

使用区分	日数	使用料
会員	2日間	25,000
非会員	2日間	50,000

2日間を超えて使用する場合は、一日につき所定使用料の半額とする。

第3条 (使用申込手続き)

使用許可を受けた場合、申込者は備え付けの「使用申込書」に必要事項を記入し、
使用料金を添えて1週間前までに事務局に提出し、許可書の交付を受けなければならない。
葬儀においては終了後速やかに納入すること。

2. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付ける。
3. 東園田町会・他の町会の使用も、公的な集会の使用も事前に届け出ること。
4. 葬儀使用の事前申し込みは電話でも受け付ける。

第4条 (使用許可と取り消し)

ホールの使用は第1条の許可基準により許可する。

許可後、東園田町会活動及び緊急使用目的が生じた場合は、使用申し込み者に
連絡した後、許可の取り消し又は日時・場所を変更することが出来る。

第5条 (使用料の返還)

申し込みの取消し(キャンセル)は、使用日の1週間前までとし、その後は使用者の責めに帰することの出来ない理由によって使用不能となった時以外は、返還しない。

但し、葬儀使用のための使用許可取り消しは使用料を返還する。

第6条 (使用時間)

ホールの使用時間は葬儀以外は午前9時から午後9時までとする。

ただし、準備及び終了後の片付けに要する時間は、使用時間に含めるものとする。

第7条 (休館)

ホールの休館は原則12月29日から翌年1月3日まで。

なお、原則として休館期間中は使用出来ない。

第8条 (使用者責任)

使用者は定められた遵守事項を守り、責任をもって使用前の原状に戻さなければならない。

使用者の責めに帰する事故・破損は、責任をもって弁償しなければならない。

第9条 (規定の解釈)

運用時に生じた疑義は、町会長又は事務局長の見解をもって当てる。この規定の制定及び改廃は理事会の議を経て行い、疑義解釈は常任役員会で行い、理事会の追認を受けるものとする。

第10条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、理事会で審議の上決定する。

第11条 (施行日)

この規定は、2012年2月1日より施行する。